

平成22年 第13回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成22年8月5日(木)  
開会 午後3時03分 閉会 午後4時35分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 上羽敏夫、文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 藤村信行、  
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書記 教育総務課長 糸井嘉彦
- 7 議 事
- (1) 議案第68号 平成23年度使用小学校教科用図書の採択について
  - (2) 議案第69号 平成23年度使用中学校教科用図書の採択について
  - (3) 議案第70号 京丹後市学校再配置基本計画(案)の一部修正について
  - (4) 議案第71号 京丹後市マスターブレッジ条例の一部改正について
  - (5) 議案第72号 京丹後市マスターブレッジ条例施行規則の一部改正について
  - (6) 議案第73号 京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例の一部改正について
  - (7) 議案第74号 教育委員会事務局職員の処分について
  - (8) 議案第75号 第7回赤とんぼコンサートの後援について
  - (9) 議案第76号 2010八丁浜ユースカップの後援について
  - (10) 議案第77号 専決処分について《樹木落下に起因する自動車事故(6/15網野)》
  - (11) 報告第12号 財団法人京都府丹後文化事業団の経営状況について

【追加議案】

- (12) 議案第78号 京丹後市学校施設耐震化計画(案)について

8 その他

(1) 諸報告

- ① 「共催」・「後援」申請に係る7月期承認について

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

- ①京都府の教育振興計画に係る府民交流会

みんなで創ろう！「これからの京都の教育」の開催について

<学校教育課>

- ① 8月学校行事予定について

<社会教育課>

- ① 第65回国民体育大会近畿ブロック大会カヌー競技について
- ② 平成22年度全国大会出場激励会について
- ③ 第42回夏休み読書子ども会について

<文化財保護課>

- ① 埋蔵文化財発掘調査について  
埋蔵文化財発掘調査計画について（資料1）  
平成22年度 文化財関係補助金事業計画一覧（資料2）  
京丹後市文化財セミナーのご案内（資料3）

(3) その他

9 会 議 録 別添のとおり（全18頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成22年 9月 8日

委員長 上羽 敏夫

署名委員 小松 慶三

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 上羽敏夫

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 藤村信行、  
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長 糸井嘉彦

〈上羽委員長〉

ただ今から「平成22年第13回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

昨日の国会で親の所得により高等教育を受けたい学生に大きな格差が生じており、国として人材育成の面からも能力のある人に国として何か考えていきたいと述べていました。

今年の全国学力テストの結果が先日発表されました。文科省は、全国小中学校の約3割を抽出し実施をしましたが、前回までのような詳しい順位やデータは得られないようです。3年前に小6の時に受けた生徒が今回中3で受けました。全国的な傾向として小6の時苦手としていた部分が克服出来ていない結果が出ています。「小1プロブレム」を含めて本市においても学習指導法の改善が課題になろうかと思えます。

幸い京丹後市では、対象生徒全員が学力テストを受けられるように配慮して頂きました。財源難の中で教育面で力強い御支援をいただいているわけですので、教育委員会にもその期待に答えるべく努力をしてまいりたいと思えます。

7月8日の教育委員会後の委員長としての出席行事は16日京都市内で京都府市町村教育委員会連合会の幹事会があり出席しました。28日教育委員会協議会がありました。

本日の議案は、既にご案内の案件と追加議案1件です。委員各位の活発なご議論をお願い致しまして、開会のご挨拶と報告と致します。

次に米田教育長から、第12回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願いいたします。

〈米田教育長〉

失礼します。皆さんこんにちは。この1ヶ月間、過ぎてしまえば大変早く思いますが、7月8日に小松委員をお迎えして1ヶ月矢のように過ぎてしまいました。

再配置につきましては、議会にかけるまでに各地区での説明会をということで、すべての町域の説明会を8月3日の野間を最後に実施をしました。あとまた各地区、またPTA単位に説明会をしてほしいというところがあり、対応はまだこれから先も続きます。今後PTA単位等で詳しく説明をしていきたいと思っておりますし、なんとか理解を求めていきたいと思っています。

「平成22年7月動静表」朗読説明

〈上羽委員長〉

ただ今の教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

次に会議録の承認を行います。第11回の署名委員は文珠委員、第12回の署名委員は

森委員です。会議録については、すでにお手元に送付しておりますが、原案のとおり承認してよろしいですか。

〈全委員〉

了承。

〈上羽委員長〉

原案どおり承認致します。

次に、本日の会議録署名委員の指名をいたします。

小松委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第68号、議案第69号の2議案は、いずれも教科用図書の採択についての議案であります。一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第68号「平成23年度使用小学校教科用図書の採択について」、議案第69号「平成23年度使用中学校教科用図書の採択について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

では議案第68号について提案をさせていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項の規定により、平成23年度から使用します小学校の教科用図書を、次のように採択したいと思います。

これは平成23年度使用小学校教科用図書を採択するにあたり、京丹後市教育委員会事務委任規則第2条第11号の規定により教育委員会の議決を必要とするものです。

結論から言いますので、別紙をご覧ください。

(別紙により説明)

小中学校の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に、同一図書を採択する期間は4年間と規定されています。

本市小学校の現行の教科書は、平成16年に採択され、平成17年度から使われています。本来であれば、平成20年度に改めて選定作業を行うわけですが、平成20年に学習指導要領が改訂され、平成23年度から全面実施されることになったことから、現行指導要領のもとで新たに検定を受けた教科書はなく、平成21年度、22年度も従前と同じ教科書を採択してきたところです。

今回につきましては、この間、新学習指導要領に基づく改訂が行われ、昨年度に検定が行われましたことから、今年度において選定を行い、平成23年度使用の教科書を採択願うものがあります。

なお、今回採択いただいた教科書につきましては、原則として平成23年度から26年度ま

での4年間使用することとなります。

教科書の選定にあたりましては、学識経験者、学校長、事務局職員等、計9名からなる京丹後市学校教科用図書選定委員会を設置するとともに、その下に各教科4名の教職員で構成する調査部会を設け、専門的な調査研究を行ってきました。

調査部会では、それぞれ数回にわたって調査・検討のための会議を開催し、その調査結果を選定委員会に報告し、選定委員会ではその報告を受け慎重審議を行うなかで、最終的に各教科・種目ごとに1種を選定し具申いただきました。

選定の際には、新学習指導要領の主旨を踏まえ、府教委の示す採択基準及び基本的観点をもとに、市内児童の学力及び生活の状況、市内小学校の施設設備等教育環境の状況、市内小学校における学習形態並びに指導方法の状況、見本本に掲載されております教材に関わる地域性、調査員が実施しました調査研究結果等を総合的に判断し結論を下されています。

以上のような経緯で慎重に検討・協議された具申内容であることから、それを尊重させていただき、いただいた選定結果に沿った提案とさせていただきます。

生活科の教科書が変わりましたので、その部分だけ簡単に触れておきます。採択基準には学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること、内容が学習指導を進めるうえで適切であること、使用上の便宜が工夫されていること、またそれらの項目をいくつかに分けて細かく各社の教科書を選定してもらっています。

その中で出ました大きな意見としましては、まず、光村図書のものについて、教員にとって難しい児童の気づきについて示してあり実践の方向が定めやすくしてあること、活動の中で基本が身につくようにマークで意識付けをして基礎・基本の確実な定着を図るように配慮してあること。それから児童の活動を質的に高めるような対話やつぶやき、カードなどの取り上げ方が適格であること。すべての単元に交流活動を位置づけている、児童が主体的に取り組める手法としてホップ・ステップ・ジャンプの3段階で構成され、思考の流れが非常に大切にされていることなどがあげられています。非常に高く評価を受けておりました。最後の採択委員会でも実際に教科書を検討し、また指導主事にも分析してもらい報告を受けた結果でもあります。

以上、小学校について報告です。

続きまして、議案第69号 平成23年度使用中学校教科用図書の採択についてでございます。

中学校の教科書につきましては、平成17年度に採択し、平成18年度から同一の教科書を使用しています。中学校教科書は、昨年度、旧学習指導要領のもとで社会科の歴史的分野においてのみ新たに検定を受けた教科書があったことから、改めて選定委員会による選定を行った後採択という手順をとらせていただきました。

新学習指導要領に対応する教科書につきましては、今回の教科書を引き続き平成23年度も使用することとするものでございます。

教科書については同じですので読み上げませんが、資料につけております通りです。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

<上羽委員長>

議案第68号、議案第69号の2議案をご説明いただきました。

まず、議案第68号「平成23年度使用小学校教科用図書の採択について」について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<上羽委員長>

次に、議案第69号「平成23年度使用中学校教科用図書の採択について」について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<上羽委員長>

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第68号「平成23年度使用小学校教科用図書の採択について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次に議案第69号「平成23年度使用中学校教科用図書の採択について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第70号「京丹後市学校再配置基本計画（案）の一部修正について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

議案第70号「京丹後市学校再配置基本計画（案）の一部修正について」、これにつきまして、教育次長から説明いたします。

<吉岡次長>

議案第70号「京丹後市学校再配置基本計画（案）の一部修正について」ですが、7月1日に承認いただきました「京丹後市学校再配置基本計画（案）」の参考資料として添付しておりました「学校再配置個別実施方針（案）」の一部を修正することとしています。内容につきましては、修正対照表をご覧いただきたいと思います。表のうち峰山町域の後期の欄の拠点校を「未定」としておりましたが、「既設校」とするものでございます。これにつきましては、再配置については既設校を利用して行うことを原則としている中、未定としていることにより新築があるように誤解が生じることに對するに配慮をするものです。なお再配置基本計画（案）は議会基本条例に基づき、議会の議決を求めることとなりますが、実施方針案については前回の協議会で協議いただきましたとおり、議会の議決を求めることとはせず、参考資料として議会の議案につけさせていただくこととしておりますので、

よろしくご審議をお願いします。なお、議会の予定ですが、12日に議会運営委員会、17日に臨時議会が開かれる予定となっていますので、よろしくお願いいたします。

<上羽委員長>

議案第70号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員>

あえて一部修正をする必要は特にはないのではないかなと思います。

<米田教育長>

ただ今の件について、現時点ではというような説明をしておりましたが、7月22日に特別委員会がございまして、その中で、いわゆる未定ということの意味、新築・新設がありえるのかという質問がございました。これは、全協での発言も加えられて、相談もしながら、特別委員会では計画を策定する現時点でも新築は考えておりませんし、既存校を利用して再配置を考える方針には変わりありませんという答え方をしました。

また、各町での説明会でこの言葉が非常に重要視されて、もしそういうことがあるなら、自分たちのところも同じようにという意見がありまして、基本線を徹底するという意味でこの言葉を使おうとしたものです。

<上羽委員長>

再配置の計画案の中で、平成23年度から10年間を計画期間として、前期の5年間と後期の5年間に区分し、それぞれの計画期間内に再配置を行うとなっています。個別実施方針につきまして教育委員会として、前期・後期それぞれの5年間の範囲内に再配置を行いたい年度をあくまでも方針として定めておるものでございまして、前期については期間内の年度を定めていますが、後期については実施までに期間があることから年度は定めておりません。加えて個別実施方針は毎年ローリングして見直すことになっておりますので、また実施した市民説明会の意見の中でも再配置計画の中での市立学校条例一部改正と同様の扱いと理解されることが多いとしていますが、再配置基本計画の議決後も引き続き市民との話し合いを行って理解を得たうえで、最終的に個々の学校再配置を決定するというようになることを理解してもらうためにも、個別実施計画は再配置基本計画に含めて規定することが有利と考えておりますので、前回皆様にお諮りをしたと思いますが、ご意見がありましたらどうぞ。

<文珠委員長職務代理者>

ただ今の委員長のご意見では、当初から新築でなしに既存校を活用することですから、これで良いと思います。

<森委員>

私も当初の予定どおり前期・後期でいく、そして前期は目の前にせまっていますので計画どおり進めていって、後期は状況に応じて見直しということもありますので、進めていけたら良いと思います。

〈小松委員〉

現時点では、修正は必要ないのかなと思います。

〈上羽委員長〉

前回の協議会での話は、先ほども教育長からありましたけど、基本的な部分が既存という説明できております。これは修正ということであって、これは何らかの大きな修正という意味ではなく、議会のほうへ出す文章として未定と書いてある所を既設校に修正するということですので、大きな方向性の転換というわけではありません。

〈上羽委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第70号「京丹後市配置基本計画（案）の一部修正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

[全委員]

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第71号「京丹後市マスタービレッジ条例の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長のほうから説明いたします。

〈吉岡次長〉

議案第71号「京丹後市マスタービレッジ条例の一部改正について」説明をさせていただきます。京丹後市マスタービレッジにつきましては現在施設の運営は委託により行っておりますが、サービスの一層の向上と運営の効率化を目的として、指定管理者の制度を導入しようとするものです。改正条例につきましては指定管理を行うために一般的に必要な条文を加えるものが主な内容となっております。それでは具体的な条文を説明させていただきます。改正後の第17条は改正前の第14条が繰り下がっています。第14条第1項では、地方自治法に基づき指定管理者による管理が行うことができること、第2項では業務の内容、第3項では条文の中で教育委員会または市長と規定しているもので指定管理者に読み替えることが必要なものを指定しております。続きまして、第15条ですが、指定管理者が管理業務を行う上で、行わなければならないことを指定させていただいています。第16条第1項では、利用料金を地方自治法の規定により指定管理者で収入として收受させることができること。第2項では利用者は利用料金として指定管理者に支払わなければならないこと。第3項では、利用料金の額は指定管理者はあらかじめ市長の承諾を得て定める必要があること。別表は第16条の規定も適用になることを見出しに加え、1の表の



備考に展示用電気製品等の電気料金については実費を徴収することとしています。また3の表の中で金額を別途定めることとしておりますが、指定管理者の導入ということもありまして、これにつきましては規則で定めることとしております。また規則につきましては、次の議案で提案させていただきます。施行日は公布の日からとしております。

それでは、ご審議よろしく申し上げます。

<上羽委員長>

議案第71号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<上羽委員長>

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第71号「京丹後市マスタービレッジ条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第72号「京丹後市マスタービレッジ条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

次長から説明いたします。

<吉岡教育次長>

それでは議案第72号「京丹後市マスタービレッジ条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。条例改正にともない必要となる規定の改正と、従前は条例の規定で工房実験実習教室等の利用料のうち体験コースについては、さきほど申しました別途定めるといふこととしておりましたが、指定管理者制度を導入することから、利用料を明確にするため規則で定めることといたします。また、利用申請手続きや利用料の納付関係の規定を、これも指定管理を伴うことによりまして整理させていただきました。具体的な条文ですが、第2条第2項と第5条第5項は指定管理に伴い必要な条文の改正をしております。第4条では条例で規則に委任しております利用料を別表で定めることとしました。改正後の第12条から第17条は改正前の第6条から第11条が繰り下がっている規定となっています。第5条は利用申請の手続きについて、第6条は利用許可についての規定をしております。第7条は使用料の納付について、第8条は利用料の免除についての要件や免除の額、第9条は使用料の還付について要件等を規定しております。別表（第4条関係）では、染色体験等一般利用料と陶芸体験と一般利用料を記載しておりますが、金額につき

ましては、現在の使用料をもとに額を規定しております。様式第1号から第4号までは、使用申請書と使用許可書を改めて規定させていただいています。これにつきましても、施行日は条例に合わせて公布の日からとさせていただいています。

以上ですので、ご審議をよろしくお願いいたします。

<上羽委員長>

議案第72号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<上羽委員長>

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第72号「京丹後市マスタービレッジ条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第73号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これについても次長から説明いたします。

<吉岡教育次長>

それでは議案第73号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例の一部改正について」を説明させていただきます。京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の維持につきましては、土地改良事業の実施に伴い平成19年の土地改良法による換地処分により地番が変わってりましたが、条例の改正がその時点で出来ておりませんでしたので、正しい地番に改めることとしたものです。改正前は「京丹後市網野町掛津56番地」でしたが「京丹後市網野町掛津1250番地」に改めようとするものです。施行日は公布の日からといたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

<上羽委員長>

議案第73号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<上羽委員長>

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第73号「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例の一部改

正について」につきまして、承認にご異議はございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、会議の非公開についてお諮りします。

議案第74号は特定の個人に関する情報が含まれておりますので、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第3号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第74号については非公開といたします。

〈上羽委員長〉

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第74号「教育委員会事務局職員の処分について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

提案説明

〈上羽委員長〉

議案第74号をご説明いただきました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

大体意見は出たように思います。

それではお諮りを致します。議案第74号「教育委員会事務局職員の処分について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいですか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

これより会議を公開いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第75号、議案第76号の2議案は、いずれも後援の議案であります。一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第75号「第7回赤とんぼコンサートに係る後援について」、議案第76号「2010八丁浜ユースカップに係る後援について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これらについても教育次長から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

それでは議案第75号「第7回赤とんぼコンサートに係る後援について」でございますが、この事業は平成10年度久美浜町小中学校PTA役員会が地域の子どもたちに生の音楽を聞かせてやりたいとの思いから、平成15年からコンサートを実施しておりますが、本年は結成10周年の一区切りとして、9月18日久美浜公園でコンサートを実施するものです。第6回の昨年は千日会観光祭のコンサートイベントとして参加しており、教育委員会への後援申請はありませんでしたが、本年は第5回までと同様に単独での実施を計画していることから後援の申請があったものです。申請者は平成10年度久美浜中学校PTA役員会会長瀬戸恭敬氏です。さきほど追加資料としてその時の役員名簿を配布しました。その方たちが中心となって、実行委員会を組まれて実施されるということで申請をいただいております。

続きまして、議案第76号「2010八丁浜ユースカップに係る後援について」でございますが、この事業はサッカーを通して府内の高校生の成長と親睦を図ることを目的に8月18日から21日までの間、八丁浜芝生広場サッカー場を会場に実施するものです。申請者は京丹後市サッカー協会でございます。今年度が初めての開催のようですが、主催者では来年度以降も実施を予定していると聞いております。以上2件よろしく申し上げます。

〈上羽委員長〉

ただ今、後援議案につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第75号「第7回赤とんぼコンサートの後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

次に、議案第76号「2010八丁浜ユースカップに係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは順次お諮りを致します。

議案第75号「第7回赤とんぼコンサートの後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次に議案第76号「2010八丁浜ユースカップに係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第77号「専決処分の承認について《(樹木落下に起因する自動車事故(6/15網野))》を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても教育次長から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第77号「専決処分の承認について《(樹木落下に起因する自動車事故(6/15網野))》」について説明いたします。この事故の概要ですが、平成22年6月15日損害賠償の相手方であります太田祐子氏が網野南小学校で行われておりました祖父母参観に出席していた祖父母の迎えるために市道網野南小学校線において、隣接する網野南小学校の敷地から落下してきた木の枝に車台が乗り上げて車両を破損する事故を起こしたことによるものです。市が加入しています全国町村会総合賠償保険の判断をもとに市側に管理責任があるとのことですから、当該事故に係る過失割合は10対0で市側にあるとし、7月22日に示談を行っております。損害賠償の額は修理費83,350円を支払うこととし、7月22日に先決処分をさせていただいております。なお、本件につきましては、市長のほうの専決を9月議会で報告をさせていただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

<上羽委員長>

議案第77号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<上羽委員長>

こういう場合に因果関係と結果、責務の関係の実証というものは、なかなか難しい。だれか同乗者か目撃者がいてこういう結果なのでしょうか。

<糸井教育総務課長>

ただ今言われました同乗者、目撃者はありません。すべて本人が言っていることです。祖父母参観でおばあさんを迎えに行かれるときの事故でありまして、当日はすごい雨が降っておりまして、上から木が落ちてきて乗り上げたということです。行ったときには、学校の先生には言っておられたということは確認しております。

<上羽委員長>

学校に行くときでしたか。

<糸井教育総務課長>

おばあさんを迎えに行くときです。お昼ごろです。

<上羽委員長>

学校の先生に報告をしていたということが、唯一の裏づけの根拠ということですか。

<糸井教育総務課長>

はい。

<上羽委員長>

基本的に、このような自主申告してすべて通るかと言ったら中々難しいところだと思います。今回の場合は学校の先生に報告したということであるが、一般的に、逆にそういうようなことで、言われる立場で考えたときに身が持たないのでないか。

<糸井教育総務課長>

本人さんに、警察に届けるのは当然のことで、先生もそのようなことを後で言われたということです。その時には警察に届けることを思いつかず、そのままにしていたということです。

<上羽委員長>

その人を疑うという意味ではないが、処理の扱い方として、それがよいのかどうか疑問が残る。やはり、いろんな場合に車両保険使うにしろ、何にしろ、警察に届出をするのが、最低限のルールだし。やっぱり知らなかったから済むというものではない。金額が少額だからよいという問題ではなく、根本的な部分に疑問が残る。

<吉岡教育次長>

はい。委員長の言われるとおりでして、この報告を受けた際に、委員長が思われたことと

同じことを思いました。きちっと現場の方へ行って、確認すること、相手の車を見せてもらうこと、写真等では木が落ちそうな状況の現場だということを確認し、判断しました。一応、現場と相手の車両の確認はしました。

〈文珠委員長職務代理者〉

警察に届けましたか。

〈吉岡教育次長〉

ないです。

〈糸井教育総務課長〉

市の方には似たような損害賠償の事例も他にあります。なかなか因果関係が説明できないのですが、本人さんが言われることで対応している例もあります。これはすべて保険で対応していただけるということですし、保険会社は書類的には示談書や私たちが説明する内容で対応できるということでしたので、このように進めさせていただいています。

〈上羽委員長〉

被害者の立場に立って保障してやろうという気持ちはよく分かりますが、これが一般市民にこういう案件で賠償したら保険金がもらえると仮に知らせたとすると、ほんのわずかでも悪質に考える方にとっては請求しどころになる。文章能力と前後の関係さえ上手くもっていけば通ると思われてしまう。今の審査の仕方だったら、悪用されないようにしないと、このような案件をただ単にそういう扱いをしていると、ちょっと疑問が残るし、保険に入っているからよかろうというのはいかにもどうかと私は思う。よろしいでしょうか。

〈上羽委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第77号「専決処分の承認について《樹木落下に起因する自動車事故（6/15 網野）》」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次に報告議案が1件あります。報告第12号「財団法人京都府丹後文化事業団の経営状況について」を議題としますので、説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについても教育次長から説明いたします。

〈吉岡教育次長〉

それでは報告第12号「財団法人京都府丹後文化事業団の経営状況について」説明をさせていただきます。お手元に「平成21年度財団法人京都府丹後文化事業団事業報告書・決算書」及び「平成22年度財団法人京都文化事業団事業計画書・収支予算書」を配布させていただいていると思います。

これにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、市が資本金等の2分の1以上出資している法人については毎事業年度経営状況を説明する資料を作成し、議会に提出しなければならないこととなっているため、事前に教育委員会に報告をさせていただくものです。ご覧いただきましたように、7ページに収支計算書がありますが、21年度の決算状況は4,718,392円の繰越金となっております。また単年度収支では、会館の稼働率の向上による事業収入の増益、経常経費の抑制を図る経営努力などによりまして役約238万円の黒字決算となっておりますが、これにつきましては、市からの補助金を受け入れて運営を行っているものであり、引き続き厳しい財政状況にはなっております。丹後文化会館の性格上丹後地域の文化振興の拠点として、もちろん頑張っていたいただいた運営をしておりますが、引き続き市民の皆さんのご理解とご協力もいただきながら、市民として盛り上げていく必要があると考えております。

報告のかたちになりますので、ご覧いただいてよろしく申し上げます。

<上羽委員長>

ただ今、報告議案につきまして、説明をいただきました。

ご質問等がございましたらお願いします。

<上羽委員長>

丹後文化会館の館長が女性の新しい経験豊富な方に変わられたと聞いておりますが、その成果というものがどのようなものか報告ができましたらお願いします。

<吉岡教育次長>

この4月から変わられたということで、まだ実績として具体的には上がってきておりませんが、コンサートとかイベント関係について、できるだけ自主運営をたくさんやって収入を得たいということで、そのような活動を頑張っていていただいていると聞いています。教育長が理事の一員ということで、この5月にその内容の説明も受けております。まだなられたすぐですが、期待をしております。

<上羽委員長>

読売新聞のコラムにも取り上げてもらってまして、意欲満々で期待がもてる女性の館長のようです。ここの決算書とは直接には関係ありませんが、来年度の事業報告に注目をさせていただきたいと思います。他にございませんか。

<小松委員>

自主事業の収益は1,000万円から500万円くらいに前年度から比較すると減っていますが、それはなぜか。

<吉岡教育次長>



実は20年度につきましては、コンサートの内容が、入場料が多額になるようなもの、有名な歌手的なものになっていたもので、全体的な収入がたくさんあったと聞いています。

<小松委員>

事業そのものですか。

<吉岡教育次長>

その年度につきましては、支出もたくさんあったと聞いております。

(休憩)

<上羽委員長>

それでは引き続きまして、追加議案ということで、議案1件が準備されていますので、議案の審議をお願いしたいと思います。

議案第78号「学校施設耐震化計画（案）について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

時間が遅くなってから申し訳ありませんが、議会にかけるということによりよろしくお願い致します。次長のほうから説明します。

<吉岡教育次長>

それでは議案第78号「学校施設耐震化計画（案）について」説明をさせていただきます。5月19日に決議いただきました「京丹後市立学校施設耐震化方針（案）」及び7月1日に議決いただきました「学校施設耐震化スケジュール（実施計画案）について」耐震結果及び耐震化の状況の表と実施計画の表が多くて、多くの項目で重複しておりますので、これを整理して「京丹後市立施設耐震化計画案」として一つのものにしましたので、これをもって審議をお願いしたいというものです。

内容については、耐震化方針実施スケジュールと特に変わっておりませんが、変更になったところは赤字で記載しております。表題につきましては、以前は「京丹後市立学校施設耐震化方針案」でございましたが、「京丹後市立学校施設耐震化計画案」に修正をしております。下の方の年月についても、平成22年7月が平成22年8月になっております。目次ですが、別紙を「耐震診断結果及び耐震化個別実施計画」としてありますが、以前は「耐震化の状況」としておりました。1ページ、1の耐震化についてですが、「計画」が以前は「方針」でした。ですから以前は「方針」だったものが、「計画」にほとんどの分が直させていただいています。2ページです。（4）の文章中ですが、耐震化個別実施計画をスケジュールも含めてこの中に入れるようなかたちにしましたので、以前は「耐震結果及び耐震化の状況」であったのですが、この部分を付け加えさせていただくようなかたちになっています。続きまして、4ページです。（3）ですが、「耐震化事業の個別実施計画」ですが、以前は耐震化事業の実施計画でした。文章中もそのようなかたちで実施計画を入れたようなかたちのものに修正をかけております。また個別実施計画については毎年ローリングをして見直しをできるということを一行付け加えさせていただいています。それから

(4) の文章中も耐震化個別実施計画ということで、その部分を付け加えさせていただいています。6 ページですが、表題につきましても、「耐震化の状況」ということだったので、①の文章中も同じです。それから②につきましても、さきほども申しあげました右側の表の耐震化実施年度というところが実際は個別実施計画の部分なんです、ここが加わったことを記載させていただいています。平成22年度から26年度までの耐震化実施年度を記載しているというかたちです。具体的に7ページの表ですが、同様に表題を「個別実施計画」というように直させていただいております。表の中の上のほうの項目ですが、「耐震診断結果」となっていますが、以前は「耐震診断及び耐震化」というようなかたちだったので、「耐震化実施年度」を右に加えた関係もあり、左側は「耐震診断結果」のみとしております。右側の「耐震化実施年度」、この部分が以前は「耐震化スケジュール」としてありまして、別の冊子を作っていたのですが、この黒字で書いてある部分がほとんど重なっているようなかたちだったので、この部分だけをここに入れて整理をさせていただいたかたちになります。8ページ、9ページも同じです。1点付け加えて説明させていただきますが、峰山幼稚園が下の方の表にありますが、建物が鉄骨づくりであったために、鉄筋等についてはCT×SG値ということで数字を表しているのですが、この部分が鉄骨の場合はq値という仕様で表すことになっておりますので、その数字がここには書かれているということを、下のほうで説明を追記させていただいておりますので、この部分を付け加えさせていただいております。基本的にはさきほど申しあげたように、2つの計画を1つのものにまとめさせていただいて作り上げたものです。この「耐震化計画(案)」につきましても、さきほどありました「再配置計画(案)」と同様に議会基本条例に基づきまして、議会のほうに議決をお願いすることで提案をさせていただく予定としておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

<上羽委員長>

議案第78号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<上羽委員長>

峰山の幼稚園について説明会は。

<吉岡教育次長>

P T Aの説明会だけはさせていただきまして、実は峰山幼稚園は耐震補強が出来ない関係もありまして、代替施設をとというようなかたちで検討させていただくということでお話をさせていただいております。代替施設をする場合には2つの方法がありまして、他の施設が使えれば他の施設に同居をさせていただくか、もう1つはプレハブみたいなものを建てるという方法です。説明会でも、まだ検討させていただいている段階であるというふうにお話をさせていただいております。

<上羽委員長>

小松委員、急にこれを見せられても判断できないと思いますが。

〈上羽委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第78号「学校施設耐震化計画（案）について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

これで第13回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈吉岡教育次長〉

① 「共催」・「後援」申請に係る7月期承認について

教育委員の異議なし 【承認】

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

① 京都府の教育振興計画に係る府民交流会

みんなで創ろう！「これからの京都の教育」の開催について

〈学校教育課〉

① 8月学校行事予定について

〈社会教育課〉

① 第65回国民体育大会近畿ブロック大会カヌー競技について

② 平成22年度全国大会出場激励会について

③ 第42回夏休み読書子ども会について

〈文化財保護課〉

① 埋蔵文化財発掘調査について

埋蔵文化財発掘調査計画について（資料1）

平成22年度 文化財関係補助金事業計画一覧（資料2）

京丹後市文化財セミナーのご案内（資料3）

〈上羽委員長〉

事務局から確認事項がございますか。

以上で第13回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

〈閉会 午後4時35分〉

[ 9月定例会 平成22年9月8日(水) 午後3時00分 ]